

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

令和7年9月3日

STOP!! 不法投棄！／ 千代川ごみマップ(令和7年3月版)を公表します

千代川ごみマップとは、千代川（国管理区間）における河川パトロールで発見した不法投棄ごみの状況をまとめたものです。不法投棄の実態を知っていただき、美化意識の向上や不法投棄の防止を図ることを目的として毎年作成・公表しています。

▼ 千代川ごみマップ（令和7年3月版）



公表先

鳥取河川国道事務所ウェブサイト

トップページ > 河川情報 > 千代川ごみマップ

↓ 公表先URL ↓

<https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/gomimap.html>



こちらのQRコードからも
千代川ごみマップ公表先にアクセスできます。

※ 本件に関して不明な点がございましたら、下記問合せ先までお問い合わせください。

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 TEL 0857-22-8435（代表）

副所長(河川)

新田 紀明

【担当】河川管理課長

ありみつ 有満

のりあき 紀明

みこと 命

鳥取河川国道事務所ホームページ
「記者発表」ページはこちら

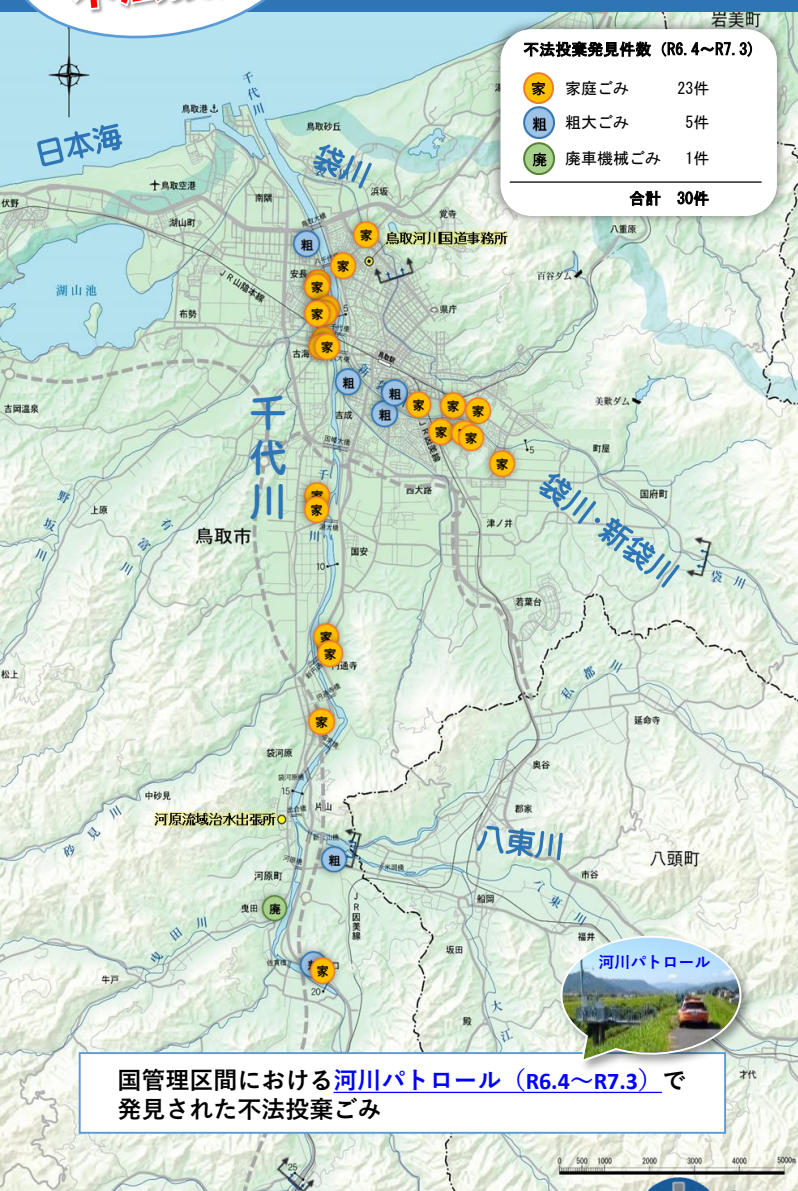
※ 本資料は鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。



STOP!!
不法投棄

千代川ごみマップ

令和7年3月版(R6.4~R7.3)



大量のごみを捨てる極めて悪質な不法投棄が多数報告されています。



紙屑、プラスチックなど



家電、粗大ゴミなど



紙屑、生ゴミなど

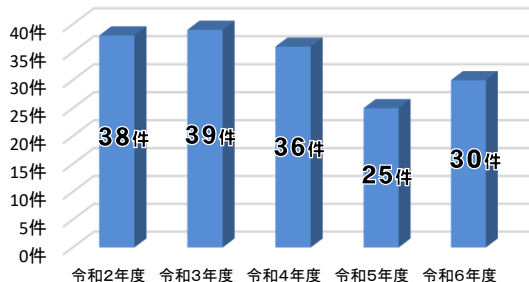


花火ゴミなど

※上記の写真は河川パトロールで発見されたごみの一部です。

不法投棄発見件数は減少傾向にあるものの、まだまだ多いのが現状です。

河川パトロールにおける不法投棄発見件数



⚠ 不法投棄は犯罪です

● 河川法 (河川法施行令第16条の4) ※一部抜粋

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
河川区域内の土地に土砂、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てること。

罰則：3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※一部抜粋

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方

川に捨てられたごみは、川だけでなく流れ下って海も汚してしまいます



不法行為を発見したら
こちらまでお電話を



国土交通省 鳥取河川国道事務所

河原流域治水出張所
河川管理課

0858-85-0517
0857-22-8435